

宮津市公報

令和2年12月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 28 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例 1
29 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 1
30 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例 1

告 示

- 125 宮津市公の施設の指定管理者の代表者変更の届出（宮津漁師町観光商業センター） 2
126 宮津市市有地有効活用事業者選定委員会設置要綱 2
127 宮津市公共施設マネジメント推進会議設置要綱 3
128 宮津市議会定例会の招集 4
129 宮津市地域医療のあり方検討委員会設置要綱 4
130 宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付要綱 5

公 告

- 53 公示送達 6
54 公示送達 6
55 認可地縁団体（大島自治会）が所有する不動産に係る登記の特例適用にかかわっての異議を述べる方法等 6
56 公示送達 7
57 旧高齢者ふれあい交流施設跡地の有効活用事業者の公募型プロポーザルによる選定 8
58 市有土地建物（旧福祉センター）売払に係る一般競争入札の執行 14
59 農用地利用集積計画の縦覧 20
60 令和2年度宮津市職員採用試験【後期試験】の合格者 20

教 育 委 員 会

《規 則》

- 4 宮津市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 20

《告 示》

- 14 宮津市教育委員会定例会の招集 21

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 13 有権者総数の50分の1の数 21
14 有権者総数の3分の1の数 21
15 有権者総数の6分の1の数 21

農 業 委 員 会

《告 示》

- 12 宮津市農業委員会定例総会の招集 21

条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 11 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 28 号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 60 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第 2 条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 11 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 29 号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正）

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和 30 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第 3 項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同条第 4 項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第 2 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第 3 項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第 4 項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

（宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 3 条 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 2 年 12 月に支給する期末手当に関する特例）

15 令和 2 年 12 月に支給する期末手当について第 11 条第 1 項及び第 20 条第 1 項において準用する給与条例第 20 条第 2 項の規定を適用する場合には、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 11 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 30 号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成 3 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「5人」を「4人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第125号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月11日

宮津市長 城 崎 雅 文

- 1 公の施設の名称
宮津漁師町観光商業センター
- 2 変更事項
指定管理者の代表者
変更前 代表社員 ジャパンコロラボホールディングス合同会社
職務執行者 濱 田 伸 治
変更後 代表社員 株式会社丹友商事
職務執行者 中 村 俊 幸
- 3 変更日
令和2年10月21日

— * * * —

宮津市告示第126号

宮津市市有地有効活用事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年11月13日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市市有地有効活用事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市有地の有効活用を目的に実施する公募型プロポーザルにおいて、専門的な見地から、その応募者の提案内容の審査を行い、市有地の有効活用を行う事業者を選定するため、宮津市市有地有効活用事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募者からの提案内容の審査に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の職員
- (3) 市の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱し、又は任命した日から有効活用事業者を選定した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員と応募者の間に利害関係があると市長が認めるときは、当該委員は審査に加わらないものとする。

(座長)

第4条 選定委員会に座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、資産活用担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、座長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第127号

宮津市公共施設マネジメント推進会議設置要綱を次のように定める。

令和2年11月13日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公共施設マネジメント推進会議設置要綱

(設置)

第1条 宮津市公共施設マネジメントの推進に当たり、有識者や市民等から広く意見を聴取するため、宮津市公共施設マネジメント推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 公共施設マネジメントに係る計画の取組状況及び成果の検証

(2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体の職員

(3) 市の募集に応じた者

(4) 市の職員

(5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 推進会議に座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、資産活用担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第128号

令和2年第7回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年11月20日

宮津市長 城崎雅文

1 期 日 令和2年11月30日

2 場 所 宮津市議会議事堂

* * *

宮津市告示第129号

宮津市地域医療のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年12月1日

宮津市長 城崎雅文

宮津市地域医療のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 宮津市の地域医療体制について広く意見を聴取するため、宮津市地域医療のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、その結果を市長に報告する。

(1) 地域の医療体制の現状及び将来見通し並びに課題整理に関すること。

(2) 本市における持続可能な地域の医療体制に関すること。

(3) その他地域の医療のあり方に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民及び事業者の代表者

(3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する審議結果を市長に報告する日までとする。

(会長)

第4条 委員会に会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域医療担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、第2条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

* * *

宮津市告示第130号

宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、宮津市火葬場の使用停止期間に他市町の火葬場を使用した者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「他市町」とは、福知山市、舞鶴市、京丹後市、伊根町及び与謝野町をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、宮津市火葬場の改修工事等に伴う使用停止期間に、他市町の火葬場を使用して、次のいずれかに該当する者を火葬した者とする。

(1) 死亡時において本市に住所を有していた者

(2) その他市長が特に必要と認めた者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、他市町の火葬場使用料の額から宮津市火葬場使用料相当額を控除した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、他市町の火葬場を使用した日から30日以内に、宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 他市町の火葬場使用料の領収書の写し又はこれに代わるもの

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第6条 規則第11条第2項の規定により補助金の額は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、宮津市火葬場の使用停止期間における他市町火葬場使用に係る補助金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第53号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年11月6日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

———— * * * ————

宮津市公告第54号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和2年11月13日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

———— * * * ————

宮津市公告第55号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第2項の規定により公告します。

令和2年11月17日

宮津市長 城崎雅文

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることに異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称 大島自治会

区 域 宮津市字大島（飛び地を除く。）の区域並びに字岩ヶ鼻小字竿指、小字島ノ上7番地

の 1 から10番地の 8 まで並びに小字田中11番地の 1 から11番地の 5 まで及び12番地の区域

主たる事務所の所在地 京都府宮津市字大島287番地の 7

2 不動産に関する事項

別紙のとおり

3 公告期間

令和 2 年11月17日から令和 3 年 2 月16日まで

4 異議を述べる方法

宮津市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

別紙

土地の地目 畑

面 積 36.00㎡

所在地 宮津市字大島小字下地立1678番地

登記名義人の氏名及び住所

島崎 巖 京都府宮津市字大島180番地

大島自治会 京都府宮津市字大島287番地の 7

土地の地目 宅地

面 積 97.01㎡

所在地 宮津市字大島小字下地462番 1

登記名義人の氏名及び住所

島崎 巖 京都府宮津市字大島180番地

大島自治会 京都府宮津市字大島287番地の 7

土地の地目 畑

面 積 463.00㎡

所在地 宮津市字大島小字天神山1690番 1

登記名義人の氏名及び住所

島崎 巖 京都府宮津市字大島180番地

大島自治会 京都府宮津市字大島287番地の 7

土地の地目 雑種地

面 積 143.00㎡

所在地 宮津市字大島小字辻川立1697番 3

登記名義人の氏名及び住所

島崎 巖 京都府宮津市字大島180番地

大島自治会 京都府宮津市字大島287番地の 7

* * *

宮津市公告第56号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年11月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第57号

旧高齢者ふれあい交流施設跡地の有効活用事業者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和2年11月20日

宮津市長 城崎雅文

1 趣旨

本物件は、呉服店として使用されていた土地及び建物を平成21年3月に宮津市が取得し、建物を一部改修した上で、平成22年3月から高齢者ふれあい交流施設として、NPO法人等が運営する食堂、物販店、事務所などとして利用してきましたが、令和2年3月をもって、施設を閉鎖したところです。

当該周辺地域は、京都縦貫自動車道「宮津天橋立IC」と国道176号を結ぶ都市計画道路沿いの低層の店舗併用住宅、店舗、一般住宅などが混在する中心市街地に位置しており、京阪神等から日本三景天橋立（文珠地区）や宮津市街地への多くの観光客等の往来があります。また、近隣には、市がまちなかの賑わいと活性化、移住・定住の促進を目的に誘致したコンビニエンスストアが立地し、学生、住民、観光客等の賑わいのある地域となっています。

そうした中、本物件の跡地活用については、民間の資金、ノウハウの下で、近隣のコンビニエンスストアの賑わいと相乗効果が期待できる飲食、販売、観光等の集客施設など、まちなかの賑わいと活性化、及び移住・定住の促進につながる事業に活用していただくことが最適であると判断したところです。

つきましては、本要項に基づき、旧高齢者ふれあい交流施設跡地の有効活用事業者（契約予定者）を公募型プロポーザル方式により選定し、本物件を現状有姿で売却します。

なお、複数の事業者が共同して申し込むことも可能です。

2 本物件の概要

概要は、次のとおりとします。

土地の表示

所在	地番	地目	地積(m ²)
宮津市字京街道	216番4	宅地	2.16
宮津市字京街道	218番	宅地	220.11
宮津市字京街道	219番	宅地	118.49
宮津市字京街道	219番2	雑種地	99
宮津市字京街道	219番3	雑種地	81
宮津市字京街道	221番2	宅地	131.47
登記簿地積計			652.23
概測地積計			703.62

建物表示

家屋番号 所在地	種類	構造	床面積(m ²)
家屋番号 218番 宮津市字京街道218番地、 219番地、219番地2、219番 地3、221番地2 昭和43年8月10日新築 平成6年3月24日増築	居宅・店舗	木・鉄骨造瓦葺 地下1階付2階建	1階 343.28 2階 389.55 地下1階 28.92 延べ 761.75

- (1) 土地及び建物は、現状有姿で引き渡すものとします。
- (2) 土地に定着する構造物、埋設物等一切のものを含み、所有権移転時の現状有姿での売却とします。

- (3) 土地は、登記簿地積と概測地積が異なることに留意してください。
- (4) 土地は、過去の地積測量図などの資料に基づいて算出した概測地積を記載しています。
- (5) 建物の床面積は、登記簿面積と実測面積が異なる場合があります。
- (6) 建物の大半は平成6年に新築されており、それ以前の建築部分についても間取りの変更など大規模な改修が行われていることなどから、アスベスト使用の可能性は低いものと考えられます。ただし、アスベスト調査を実施していないため、アスベスト使用の有無及びその程度は明らかではありません。
- (7) 本物件の土地に現存しない建物（家屋番号221番2）の登記が存在します。

3 申込資格

申込みの資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者に限ります。

- (1) 本件公募に係る事務に従事する職員
- (2) 本件公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (6) 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて本物件の売買契約をしようとする者
- (7) 法人又はその代表者（個人にあっては当該個人）が次に掲げる税を滞納している者
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税

4 売却条件及び審査基準

(1) 売却条件

ア 活用計画

近隣のコンビニエンスストアの賑わいと相乗効果が期待できる飲食、販売、観光等の集客施設など、まちなかの賑わいと活性化、及び移住・定住の促進につながる事業であるものとし、「審査項目及び審査基準（別紙3）」、「土地売買契約書（案）（別紙4）」及び「建物譲与契約書（案）（別紙5）」を踏まえた提案としてください。

イ 予定価格（最低売却価格）

金29,900,000円（土地価格）

ただし、建物については、無償で譲渡します。

※予定価格（土地価格）の算定には、概測地積を使用しています。

ウ 活用計画の履行

本物件は、契約日から2年以内に活用計画に基づいた利用に供しなければなりません。

また、契約日から起算して10年間は、本物件を活用計画に基づいた利用に供し、本市の承諾を得ずに所有権の移転及び使用収益権の設定をしてはなりません。

(2) 審査基準

ア 申込者の状況

(ア) 申込者の事務遂行体制・信頼性

(イ) 申込者の財務・経営状況

イ 活用計画及び整備計画の内容

- (フ) 活用計画の実現性・安定性
 - (イ) 地域活性化と施設用途の評価
 - (ウ) 周辺環境との調和
 - (エ) 地域への貢献
 - ウ 価格評価
 - (ア) 買取希望価格の比較
- 5 申込手続
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間
 - 令和2年11月20日（金）から令和3年1月29日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 配布場所
 - 京都府宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
 - ※本市ホームページからダウンロードできます。
《ホームページURL》
<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/service/detail.jsp?id=4763>
 - (2) 申込方法
 - ア 提出書類
 - 申込者の概要、財務状況等、活用計画、買受希望価格の書類
 - イ 提出期間
 - 令和3年1月25日（月）から令和3年1月29日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - ウ 提出方法
 - 持参に限ります。
申込みは、1申込者につき1案に限ります。
※提出書類の確認等を行う必要がありますので、提出の際は、事前に連絡願います。
 - エ 提出場所・連絡先
 - 京都府宮津市字柳縄手345番地の1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話：0772-45-1611
 - (3) 提出書類の取扱い
 - ア 無償使用
 - 本市は、本物件の売却において公表等が必要な場合には、提出書類を許可なく無償で使用できるものとします。
なお、提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しないものとします。
 - イ 提出書類の変更等の禁止
 - 提出書類については、本市が特に必要と認めた場合以外は、変更、差替え及び再提出を認めないこととします。
 - (4) 費用の負担
 - 申込みに関する費用は、全て申込者の負担とします。
 - (5) 質疑及び回答
 - ア 質疑者の資格
 - 「3 申込み資格」を満たす者とします。

イ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信してください。

送信先：宮津市企画財政部財政課資産活用係

E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

ウ 質疑の受付期間

第 1 回 令和 2 年 11 月 20 日（金）から令和 2 年 12 月 9 日（水）まで

第 2 回 令和 2 年 12 月 10 日（木）から令和 3 年 1 月 5 日（火）まで

エ 回答

第 1 回の受付期間分を令和 2 年 12 月 16 日（水）に、第 2 回受付期間分を令和 3 年 1 月 12 日（火）に質疑回答書をホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本公告と一体のものとして、本公告と同等の効力を有するものとします。

《ホームページURL》

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/service/detail.jsp?id=4763>

(6) 現地見学会の開催

ア 実施日時

第 1 回 令和 2 年 12 月 2 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

第 2 回 令和 2 年 12 月 23 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

イ 開催場所

宮津市字京街道 218 番地 旧高齢者ふれあい交流施設跡地

ウ 参加申込み

希望する見学日の前日の正午までに、電話にて申込みを行ってください。

連絡先 宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611

※現地見学に参加されなくても申込できますが、申込みに関する全ての事項を了知されたものとみなします。

(7) 資料の閲覧

本物件の工事設計図等の資料を閲覧に供します。ただし、資料と現状が相違している場合は、現状を優先します。

ア 受付期間

令和 2 年 11 月 20 日（金）から令和 3 年 1 月 22 日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く。）

イ 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 受付方法

閲覧を希望する場合は、電話で事前に閲覧希望日時を連絡の上、上記期間内に閲覧ください。

ただし、質問については、質疑の受付期間（1 月 5 日（火）まで）内での受付となります。

エ 閲覧場所・連絡先

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話：0772-45-1611

6 有効活用事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式（「1 趣旨」参照）により有効活用事業者を選定します。

(1) 活用計画の審査

申込者から提出された書類を基に、選定委員会において「審査項目及び審査基準」に基づき提出書類の内容確認を行い、活用計画の審査を行います。

ア プレゼンテーション審査及びヒアリングを行います。詳細は、別途本市から連絡します。

- イ 審査は審査項目（価格評価を除く。）ごとに5段階（1～5点）で評価を行います。不相当と認められる場合は0点とします。
- ウ 各審査項目（価格評価を除く。）の評価点に重要度に応じて設定した係数（1～6）を乗じ、各項目の得点を算出します。
- エ 各委員が採点した合計得点から平均点（小数点以下四捨五入）を算出し、それを各申込者の最終得点とします。
- オ 提出書類の内容が不相当と判断した場合又は審査項目において委員の過半数が不相当（0点）と判断した小項目が1つ以上ある場合は、当該申込者を失格とする場合があります。
- カ 選定委員会委員は、申込者との接触など公平性を害するおそれがあるため、選定後の公表とします。

(2) 有効活用事業者の決定

本要項（「4 売却条件及び審査基準」参照）に定める予定価格以上で、かつ、最高の得点（ただし60点以上）を獲得した者を有効活用事業者とします。ただし、最高の得点を獲得した者が複数ある場合は、審査項目4～6の各項目の合計得点が高い者を有効活用事業者とします。

また、申込者が1者の場合も審査を行い、得点が60点以上で有効活用事業者として適当と認められる場合は、その者を有効活用事業者とします。

なお、審査の結果、有効活用事業者なしとする場合があります。

(3) 審査結果の通知及び公表

本市は、審査結果の決定後、速やかに申込者全員に審査結果を通知するとともに、一連の審査の結果の概要（有効活用事業者名、提案内容、買受希望価格等）については、本市ホームページ等で公表します。

7 契約の締結等

(1) 契約の締結

本市が指定する日までに、有効活用事業者と「土地売買契約書（案）（別紙4）」（以下「売買契約書」という。）及び「建物譲与契約書（別紙5）」（以下「譲与契約書」という。）により契約を締結することとします。ただし、譲与契約書に関し、地方自治法第96条第1項第6号の規定により宮津市議会の議決を得たときに本契約として効力を発生するものとし、また、売買契約書に関し、同議決を得ることを停止条件とします。契約の締結は、宮津市企画財政部財政課資産活用係において行います。

(2) 契約保証金

契約日までに、契約保証金として売買代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）の納入が必要となります。

(3) 費用の負担

契約書（本市保管用のもの1部）に貼付する収入印紙（売買代金に応じたもの）は、有効活用事業者の負担となります。なお、本市が作成する文書は印紙税非課税であるため、有効活用事業者保管用の契約書には収入印紙を貼付しません。

(4) 契約名義人

有効活用事業者名義で契約を締結してください。共同申込みの場合は、必ず「共有者全員」の名義で契約を締結してください。

(5) 注意事項

有効活用事業者が、本物件を公序良俗に反する用途、騒音・異臭など、地域住民等の生活を著しく脅かすような施設の用に供するおそれのあるときは、契約を締結しない場合があります。

8 売買代金の支払

契約を締結した有効活用事業者（以下「契約者」という。）には、本市が発行する納入通知書により売買代金の全額を納付いただきます。

(1) 支払日

譲与契約書に関し、本契約として効力を発生した後に、本市が発行する納入通知書の通知日から14日以内とします。

(2) 支払金額

売買代金の額とする。ただし、売買代金の一部に契約保証金を充当することができます。

9 所有権移転登記及び買戻特約登記

(1) 所有権の移転

本物件の土地及び建物の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

(2) 手続

本物件は、契約者から、登記嘱託請求書、登録免許税相当額の現金領収証書等、土地の買戻特約に関する登記承諾書（兼登記原因証明情報）等の提出を受け、本市が所有権移転登記及び買戻特約登記（買戻期間は契約締結日から起算して10年間）の手続を行い、建物に関しては、所有権移転登記及び所有権移転失効の定の付記登記（契約締結日から起算して10年間）を行います。

※共同申込みの場合は、構成員調書に記載された持分に従い、所有権移転登記を行います。

(3) 費用の負担

所有権移転登記、買戻特約登記及び買戻期間満了による買戻権抹消登記並びに所有権移転失効の定の付記登記及び期間満了による付記抹消登記に要する費用（登録免許税等）は、契約者の負担となります。

(4) 手続の完了

所有権移転登記が完了次第、契約者に登記完了証及び登記識別情報通知書が交付され、全ての手続が完了します。

なお、本物件の取得に伴い、不動産取得税等、各種の公租公課が発生しますので、留意してください。

10 その他

(1) 有効活用事業者の取消し

契約の締結までの間に、有効活用事業者として不適当と認められる事情が生じたときは、有効活用事業者の決定を取り消す場合があります。この場合、次点者を有効活用事業者とします。

(2) 危険負担

契約の締結の日から本物件の土地及び建物の引渡しの日までにおいて、本市の責めに帰すことのできない事由により、本物件の土地及び建物に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、契約者が負担するものとします。

(3) 契約不適合責任

契約の締結後に、本物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。（ただし、契約者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者に該当する場合はこの限りではありません。）

なお、この場合、本市に対する損害賠償の請求その他一切の請求は認めません。

(4) 使用する言語及び通貨単位

本件において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとします。

11 日程

募集要項の配布	令和2年11月20日（金）～令和3年1月29日（金）	
資料の閲覧	令和2年11月20日（金）～令和3年1月22日（金）	
現地見学	第1回 令和2年12月2日（水） 第2回 令和2年12月23日（水）	
質問の受付期間	1回目	令和2年11月20日（金）～12月9日（水）
	2回目	令和2年12月10日（木）～令和3年1月5日（火）
質問の回答期日	1回目	令和2年12月16日（水）

	2回目	令和3年1月12日(火)
申込み書類の受付期間		令和3年1月25日(月)～1月29日(金)
選定委員会		令和3年2月中旬
有効活用事業者の決定		令和3年2月中旬
土地売買契約締結(停止条件付) 建物譲与契約(仮契約)		令和3年2月下旬
建物譲与に関する市議会議決		令和3年3月下旬
売買代金納入		令和3年3月下旬
土地建物所有権移転等登記		令和3年3月下旬

12 問合せ先

宮津市企画財政部財政課資産活用係
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1
電 話：0772-45-1611
F A X：0772-25-1691
E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

* * *

宮津市公告第58号

市有土地建物(旧福祉センター)売払について、次のとおり一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により公告します。

令和2年11月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 入札に付する事項

(1) 売払物件

売払物件は次のとおりとし、詳細は別紙「物件調書」のとおりです。

【土地】

所 在	地 番	地 目	地積(㎡)
宮津市字鶴賀小 字鶴賀	2084番6	宅 地	26.08
宮津市字鶴賀	2085番	宅 地	257.85
	2086番2	宅 地	269.86
	2087番	宅 地	79.33
登記簿地積計			634.33
概測地積計			907.51

【建物】

所在地 新築年月日	種 類	構 造	床面積
未登記建物 宮津市字鶴賀 2085番 2086番 2087番 昭和48年11月30日新築	事務所	鉄筋 コンクリート造 陸屋根 2階建	1階 299.46㎡ 2階 299.46㎡ (延べ 598.92㎡)

※ 建物は未登記建物であり、市の公有財産台帳等に基づく面積等を記載しています。

(2) 予定価格 19,320,000円

※概測地積により算定しています。

建物の解体撤去費(アスベスト処分費含む。)相当額を減額しています。

(3) 売払に関する条件等

- ア 概測地積は土地北西角の境界が未定のため、その一部を除いた地積としています。
- イ 土地は登記簿地積と概測地積が異なることに留意してください。
- ウ 建物は未登記物件であり、面積等は市の公有財産台帳等によるものであることに留意してください。
- エ 売払物件は契約日から起算して5年間は本市の承諾を得ずに所有権の移転並びに地上権、質権、賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）の設定をしてはなりません。
- オ 建物に関して、天井等の建築部材へのアスベスト含有の可能性があると考えられます。ただし、アスベスト調査を実施していないため、アスベスト使用の有無及びその程度は明らかではありません。
- カ 用途指定はありません。ただし、落札者が売払物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合があります。
- キ 売払物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査してください。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(6)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
 - イ 市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
 - ウ 落札者が市との契約を締結すること、又は市の契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による、市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた日から2年を経過していない者
 - オ 正当な理由がなく、市との契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 前号の暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員でないこと。
- (6) 地方自治法第238条の3に定められた公有財産に関する事務に従事する者でないこと。

3 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者は、次により参加申込みをしてください。

- (1) 受付期間 令和3年1月18日（月）から令和3年1月22日（金）までの午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 受付場所 宮津市企画財政部財政課資産活用係
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書（入札参加証）※受付印が押印されたものを入札参加証とします。
 - イ 誓約書
 - ウ 郵送による申込みの場合は、配達証明で郵送してください（受付期間内に宮津市企画財政部財政課資産活用係要必着）。なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものは、受付ができません。

4 質疑及び回答

(1) 質疑者の資格

本要項中「2 入札参加資格要件」を満たす者とします。

(2) 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メール送信、FAX送信又は書面持参をしてください。

送信先：宮津市企画財政部財政課資産活用係

E-mail：zaisei@city.miyazu.kyoto.jp FAX：0772-25-1691

(3) 質疑の受付期間

第1回 令和2年11月20日（金）から令和2年12月9日（水）まで

第2回 令和2年12月10日（木）から令和3年1月5日（火）まで

(4) 回答

質疑回答書は、第1回受付期間分を令和2年12月16日（水）に、第2回受付期間分を令和3年1月12日（火）にホームページに掲載します。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨をホームページに掲載します。質疑回答書は、本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとします。

〈ホームページURL〉

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/info/detail.jsp?id=4803>

5 現地見学会の開催

(1) 実施日時

第1回 令和2年12月1日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

第2回 令和2年12月22日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 開催場所

宮津市字鶴賀2085番地 旧福祉センター

(3) 参加申し込み

希望する見学日の前日の正午までに、電話にて申込みを行ってください。

連絡先 宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話 0772-45-1611

※現地見学会に参加されなくても申込みできますが、申込みに関する全ての事項を了知されたものとみなします。

6 資料の閲覧

売払物件の工事設計図等の資料を閲覧に供します。ただし、資料と現状が相違している場合は、現状を優先します。

(1) 受付期間

令和2年11月20日（金）から令和3年1月15日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 受付方法

閲覧を希望する場合は、電話で事前に閲覧希望日時を連絡の上、上記期間内に閲覧してください。ただし、質問については質疑の受付期間（1月5日（火）まで）内での受付となります。

(4) 閲覧場所・連絡先

宮津市企画財政部財政課資産活用係

電話：0772-45-1611

7 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年1月28日（木）午前11時開始

※受付を午前10時30分から午前11時までに行ってください。

(2) 場所 宮津市役所 本館南棟1階 第2会議室

8 入札保証金

- (1) 入札保証金は、市の発行する納入通知書により、入札金の100分の5以上の額（円未満切上げ）を入札までに納入してください。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後速やかに返還します。
- (3) 落札者は、入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (4) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本実施要項2各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は市に帰属し、返還しません。
- (5) 入札保証金には、利子は付与しません。

9 入札日に持参するもの

- (1) 入札参加申込書（入札参加証）※受付印があるもの
- (2) 入札保証金（入札金額の100分の5以上の額（円未満切上げ））領収書
- (3) 印鑑
個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印している印鑑を使用してください。
- (4) 委任状（代理人が入札する場合のみ）
委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印してください。
入札申込者本人の印鑑登録証明書（本入札日前3か月以内に発行されたもの）を添付してください。
- (5) 筆記用具（黒の万年筆又はボールペン）

10 入札の方法

- (1) 入札は指定の日時に入札会場において入札参加受付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行います。
- (2) 入札の受付は、午前10時30分から午前11時までとします。
- (3) 入札会場に入室できる者は、2名までとします。
- (4) 入札者は、入札前に入札保証金を預けなければなりません。
- (5) 入札書は、市指定の入札用紙を使用してください。
- (6) 入札書には、入札者の住所、氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所、氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの）を必ず押印してください。
- (7) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入してください。
- (8) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければなりません。
- (9) 入札者は、入札書の提出後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。入札書の提出前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けてください。（特に金額については、いかなる訂正であってもその入札書については無効とします。）
- (10) 入札書は、封筒に封入して封印し、係員の指示により提出してください。

11 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行います。

12 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、市の定めた予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができません。

13 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を入札者に知らせるものとします。

14 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがあります。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(3) 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格のない者の入札、又は委任状を提出していない代理人の入札
- イ 指定の時刻に入札書を提出しなかった入札
- ウ 所定の入札書によらない入札
- エ 入札保証金を預けていない者の入札
- オ 入札金額が入札保証金の20倍を超える入札
- カ 予定価格を下回る額の入札
- キ 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- ク 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- ケ 入札金額、入札者又はその代理人の氏名、その他主要部分が識別し難い入札
- コ 入札金額を訂正した入札
- サ 入札者又は代理人が同一物件について1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- シ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正な行為をした者の入札
- ス 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- セ 本入札実施要項に違反した入札

15 契約の締結

- (1) 市と落札者との売買契約は、落札の決定の日の翌日から7日以内に、宮津市企画財政部財政課資産活用係において、別紙「土地建物売買契約書(案)」により契約を締結します。
- (2) 売買代金の支払日については、前号の契約締結後、市が発行する納付書の納入通知日から14日以内とします。
- (3) 落札者は、契約保証金を本契約の締結日までに市に納付しなければなりません。なお、この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金は売買代金の一部に充当することができます。

16 契約保証金

- (1) 契約保証金の額は、売買代金の100分の10に相当する額（円未満切上げ）とします。
- (2) 契約保証金は、売買代金の完納時に返還します（売買代金の一部に充当することができます。）。
- (3) 落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合は、契約保証金は市に帰属し、返還しないものとします。
- (4) 契約保証金には、利子は付与しません。

17 所有権の移転時期

- (1) 売払物件の所有権移転は、売買代金の支払が完了したときとし、登記原因日は、契約締結日とします。
- (2) 売払物件は、売買代金の支払が完了したとき、何らの手続を要しないで現状有姿のまま引き渡すものとします。
- (3) 前号の引渡し完了したときは、市が所有権移転登記及び契約締結日から起算して5年を期

間とする所有権移転失効の定の付記登記を行うものとします。

- (4) 前号の所有権移転登記に要する費用及び前号の所有権移転失効の定の期間満了による付記登記抹消に要する費用は、落札者の負担とします。

18 損害賠償

落札者の契約不履行を理由に市が契約を解除した場合において、これにより発生した損害額が契約保証金の額を超えるときは、契約保証金の帰属にかかわらず、市は更にその超える額相当分の請求をすることがあります。

19 危険負担

この契約の締結の日から売払物件の引渡しの日までにおいて、市の責めに帰すことのできない事由により、売払物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者が負担するものとします。

20 契約不適合責任

この契約の締結後に、売払物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。(ただし、買受者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者に該当する場合はこの限りではありません。)

21 契約上の特約

(1) 落札者は、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸してはいけません。

(2) 落札者は、売払物件を第三者に所有権を移転し、又は権利(抵当権を除く。)を設定する場合には、前号の義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。

22 違約金

落札者は資格を偽る等不正な行為や契約違反により契約を解除された場合には売買代金の100分の30の額を市に支払わなければなりません。

23 権利義務譲渡の禁止

落札者は、売払物件の所有権移転登記前に、売払物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができません。

24 公租公課等

売払物件の売買契約作成に要する印紙税、売払物件の所有権移転に係る不動産登記に要する登録免許税及び所有権移転登記完了後の公租公課等は、落札者の負担とします。

25 遵守事項

入札者は、本実施要項のほか、入札方法等の指示事項及び売払物件の活用に当たっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。

26 その他

その他入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び宮津市財務規則に定めるところによります。

27 日程

募集要項の配布	令和2年11月20日(金)～令和3年1月22日(金)
資料の閲覧	令和2年11月20日(金)～令和3年1月15日(金)
現地見学	第1回 令和2年12月1日(火) 第2回 令和2年12月22日(火)

質問の受付期間	1回目	令和2年11月20日(金)～12月9日(水)
	2回目	令和2年12月10日(木)～令和3年1月5日(火)
質問の回答期日	1回目	令和2年12月16日(水)
	2回目	令和3年1月12日(火)
申込書類の受付期間	令和3年1月18日(月)～1月22日(金)	
入札実施	令和3年1月28日(木)	
土地建物売買契約の締結	令和3年2月上旬	
土地売買代金納入	令和3年2月下旬	
土地建物所有権移転等登記	令和3年2月下旬	

28 入札に関する問合せ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1
 宮津市企画財政部財政課資産活用係
 電話 0772-45-1611

* * *

宮津市公告第59号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により令和2年度農用地利用集積計画(令和2年11月12日付け宮農委第36号通知分)を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和2年11月20日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和2年11月20日
 至 令和2年12月4日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課(別館1階)

* * *

宮津市公告第60号

令和2年度宮津市職員採用試験【後期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和2年11月20日

宮津市長 城崎雅文

受験番号

I1003 R6002

教育委員会

《規則》

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年11月24日

宮津市教育委員会

教育長 山本雅弘

宮津市教育委員会規則第4号

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮津市立公民館条例の一部を改正する条例(令和2年条例第24号)の施行期日は、令和2年11月24日とする。

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第14号

令和 2 年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和 2 年11月19日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 2 年11月24日 (火) 午前 9 時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ (4 階応接会議室)

選 挙 管 理 委 員 会

《 告 示 》

宮津市選挙管理委員会告示第13号

宮津市条例 (市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。) の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年12月 1 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

3 0 5 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第14号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年12月 1 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

5 , 0 7 9 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第15号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 2 年12月 1 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前 田 良 二

2 , 5 4 0 人

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和2年11月5日

宮津市農業委員会
会長 関野 掲 司

1 日 時 令和2年11月12日(木) 午前9時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室(別館3階)

3 議 題

議案第31号 和解の仲介について

議案第32号 非農地証明交付申請の承認について

議案第33号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

議案第34号 令和2年度 農地等の利用の最適化に関する施策についての意見書について